

公立千歳科学技術大学における公的研究費の不正防止計画

公立千歳科学技術大学（以下「本学」という。）は、公的研究費の適正な管理・運営のために、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び公立千歳科学技術大学研究倫理規程第15条に基づき、本学における公的研究費の不正使用を防止することを目的とし、以下のとおり不正防止計画を定める。

なお、本計画は、計画実施の進捗状況等を検証しながら随時見直しを図るものとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

項目	具体的な取り組み
責任体系の明確化	責任体系を明文化し、ホームページにて公表する。 最高管理責任者・・・学長 統括管理責任者・・・副学長 コンプライアンス推進責任者・・・事務局長 研究倫理教育責任者・・・研究科長

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	具体的な取り組み
関係者の意識向上	「公立千歳科学技術大学公的研究費の使用に関する行動規範」に「高い倫理感をもった研究活動」を挙げ、ホームページに公表する。 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施する。 上記の対象者より誓約書の提出を求める。
ルールの明確化・統一化	研究費執行マニュアル(個人研究費の手引き)を毎年更新・発行する。マニュアルはホームページに掲載及び印刷配布を行うことで、研究者が利用しやすいようにする。 事務処理手続きに関する相談窓口は事務局の研究支援担当部署であることを周知する。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正等	不正発生の要因	防止するための具体的な取組
研究費の執行全体	翌年の執行のために、業者への預け金が発生	研究者が「使い切り」の意識をもっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越手続き等について説明する。 ・年度末の駆け込み執行について注意喚起する。
物品費 その他	業者との癒着により、カラ発注・架空取引による預け金が発生	消耗品は事前審査（発注依頼）する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・業者に納品・検収に協力する等の不正防止に係る誓約書の提出を求める。 ・消耗品も当該研究課題を所管する検収窓口にて検収する。 ・出張先での消耗品の使用については、該当品を写真撮影し、写真を添付することにより検収に代える。
	業者への転売による換金や別の物品への差替えが発生	10万円未満の物品は、寄付をする必要がない。	<ul style="list-style-type: none"> ・一定額以上の物品について、物件申請（発注依頼）を必須とする。 ・10万円未満の物品も寄付することができるようにする。
	金券類の流用、私的消費が発生	金券類の管理が徹底されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・金券管理台帳を作成し、研究支援担当部署にて在庫と受渡状況を管理する。
謝金	形式的な出退勤管理により、カラ謝金が発生	出勤簿が研究室に置かれている。	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿は原則的に当該研究課題を所管する部署で管理する。 ・出勤簿には、勤務時間、業務内容を自筆で記入させる。 ・無作為抽出により勤務場所に

			<p>において従事者と面談することにより勤務実態を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究協力者について、パートタイマー同様、アルバイト雇用についても契約書を締結することとする。 事務局人事担当部署と不正防止担当部署が勤務内容等を確認します。
旅費	<p>カラ出張が発生。</p> <p>また、旅費計算の起点を大学に固定することで実費と支給額との乖離が発生</p>	<p>研究者からの申請にもとづく定額支給を行っている。用務の詳細な内容を報告しなくてよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な出張報告の提出を求める。 航空券の半券提出を求める。 宿泊証明書の提出を求める。
	<p>旅費の重複支給が発生</p>	<p>用務ごとの出張旅費が個別に申請・計算されている。</p>	<p>外部資金による出張等と、個人研究費による出張との日程を突き合わせる。</p>

4. 情報発信・共有化の推進

項目	具体的な取り組み
通報窓口、相談窓口の認知度が低い	コンプライアンス教育及び研究倫理教育等で研究者に周知する。

5. モニタリングの在り方

項目	具体的な取り組み
内部監査の実施が徹底されていない	内部監査室が作成する年間計画に従い監査を実施し、公的研究費の不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、適切に執行手続きが行われているか確認する。

6. 不正防止計画推進部署

項 目	具体的な取り組み
担当部署が周知されていない	担当部署が事務局の研究支援部署であることをホームページ等で研究者に周知する。